

(追加資料)

(7) 水道における地震等災害対策・危機管理対策について

ア. 水道における地震等災害対策について

○地震等の災害発生時の対応体制について

地震対策については、昭和 55 年 1 月 4 日付環水第 3 号課長通知「水道事業等における地震対策について」により、地域の実情に即した地震防災の計画策定を求め、情報伝達、応急給水や応急復旧について体制の整備をお願いしているところである。近年の地震等災害による水道施設の被害や対応状況から、被害を受けた住民や地域社会への負担を軽減するためにも、特に発生当日など初期の給水体制を速やかに構築し、早期に給水活動を開始するなど緊急時の対応体制の一層の充実が求められている。

このようななかで、社団法人日本水道協会（以下、水道協会という。）において地震等の緊急時の連絡・応援体制について検討、見直しが行われ、「地震等緊急時対応の手引き」がまとめられている。これは、緊急時における水道事業者等の相互応援について検討がなされたものであり、見直しにより、①水道協会地方支部の枠組みを超えた相互応援、②情報収集等のための先遣調査隊の派遣、③簡易水道事業者等（水道協会会員以外の水道事業者等）への対応、④水道給水対策本部組織の編成などが盛り込まれている。

こうしたことから、各都道府県、水道事業者等において、災害等により水道施設が被害を受けた場合を想定し、情報収集、連絡体制の再確認を行い、また、応急給水、応急復旧への支援が必要な場合に速やかに応援要請できるよう、緊急時の応急対応体制の見直しをお願いする。

また、大規模な地震の発生時には、当課としても、各都道府県からの情報とともに、水道協会による先遣調査隊との連携も図りつつ、水道施設の被災状況等の速やかな把握に努めることとしているが、各都道府県においても、こうした先遣調査隊と連携・協力しながら的確な情報収集にあたっていただくようお願いする。さらに、応急給水、応急復旧への広域的な支援が必要とされる場合には、水道協会の応援体制なども活用して所要の支援が遅滞なく受けられるよう、各都道府県においては、簡易水道等の小規模な水道事業者を始めとし、被害を受けた水道事業者等に対する適時の助言、支援をお願いする。

災害発生時の緊急時の対応については、行政、水道事業者等が連携し対応することが必要であり、平時から体制の整備を図り、関係者間での定期的な確認を行うなど、体制が円滑に機能するよう取り組みをお願いする。

(参考情報)

「地震等緊急時対応の手引き」(社団法人日本水道協会ホームページ)

(<http://www.jwwa.or.jp/index.html>)